

# 正しく管理 化学物質



## 化学物質管理強調月間

令和7年2月1日~2月28日

厚生労働省 奈良労働局 奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署

## 1 化学物質管理強調月間とは

化学物質の自律的な管理が令和6年4月から全面的に施行されました。新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月までに、約3,000物質程度が指定される予定です。これに伴い、リスクアセスメント対象物を製造、または取り扱う事業場は、業種や規模に関わらず、化学物質管理者の選任等、必要な実施体制を確保した上で、自律的な管理における対策を講ずることとなっています。

これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、こうした新たな化学物質規制を広く浸透させる取り組みが必要となります。

このような背景を踏まえ、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図り、化学物質管理活動の定着を図るため、厚生労働省では、他の関係機関等と連携し、令和7年から新たに「化学物質管理強調月間」を展開します。

## 2 実施の期間

実施の期間は、毎年2月1日から2月末日までで、今年度は令和7年2月1日から2月28日までの間開催されます。

## 3 スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

## 4 実施体制

### (1) 主唱者

厚生労働省（奈良労働局、奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署）

中央労働災害防止協会

### (2) 協賛者

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会



## 5 強調月間中に実施すべき事項

- (1) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (2) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (3) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等
  - ア 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
  - イ SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - ウ ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - エ 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - オ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - カ 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - キ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
  - ク 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (4) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (5) 日常の化学物質管理の総点検
- (6) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (7) スローガン等の掲示
- (8) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (9) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



厚生労働省労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

## 化学物質関連の相談窓口

◎令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に関する相談窓口」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

開設期間：令和6年4月1日(月)～令和7年3月18日(火)

電話 050-5577-4862

(月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く))

メール問合せフォーム

[テクノヒル 相談窓口](#)

[検索](#)

## 関連リンク

◎ケミガイド（職場の化学物質管理の道しるべ）

運営：厚生労働省



[ケミガイド](#)

[検索](#)

◎職場の化学物質管理総合サイト（ケミサポ）

運営：独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



[ケミサポ](#)

[検索](#)

## 化学物質管理強調月間特別イベント

◎東京（令和7年2月7日）・大阪（令和7年2月20日）

実務に役立つワークショップや、化学物質管理に関する有識者及び業界関係者等を登壇者として、基調講演や意見交換、事例紹介等を実施します。

（詳細は、厚生労働省ウェブサイトで公表予定）

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちらのリスト</a>をご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。 <a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。 <a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a> Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 <a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	

R6. 4.1 時点



R7, R8 追加分



Q&A

マニュアル



④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。  Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a>  Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。</p>	
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。  Q15-1 <a href="#">入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</a>  Q15-2 <a href="#">ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>	
⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&amp;Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。  <a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。  Q13-1 <a href="#">SDSはいつ交付しなければならないのか。</a>  Q13-2 <a href="#">ホームページでSDSを提供しても良いか。</a></p>	